

令和2年6月24日

保護者の皆様

府中市立府中第五中学校
校長 酒井 泰

令和2年度 台風などの災害時の学校の措置について

台風などの気象災害が予想される場合の措置についてお知らせいたします。

このお知らせは、いつでも確認できるように各ご家庭で保存しておいてください。

《登下校についての確認事項》

◆ 登校に関わること

- (1) 午前7時現在で、気象庁から「府中市」地域に暴風警報（大雨警報は該当しません）又は特別警報（現象の種類を問いません。以下同じ）が発令されている場合は、臨時休業とします。

「大雨警報」「洪水警報」「〇〇注意報」などの発令時は平常通りの登校となりますが、危険を感じる場合は、ご家庭の判断で登校を遅らせるなどしていただいても結構です。遅れて登校する場合には、保護者の方がその旨を生徒手帳に記入して、登校後に担任にお渡し下さい。その場合は、「遅刻扱い」とはいたしません。

なお、各公共交通機関から計画運休が発表された場合、暴風警報等の発令にかかわらず、教職員の出勤に影響が生じる恐れがあると判断したときは、生徒の繰り下げ登校等の対応をとることがあります。

◆ 下校に関わること

- (1) 台風の予想進路が関東を直撃し、下校時刻に被害が大きいと予想される場合は、家庭の状況等を十分考慮した上で、授業を午前中のみ短縮し、給食をとらせ一斉下校とします。
- (2) 生徒が学校にいるときに暴風警報又は特別警報が発令され、下校時刻過ぎまで影響がある場合は、安全確保のために生徒を学校に留め置きます。暴風警報または特別警報が解除されたのち、下校の際には、通学路等の安全を確認した上で、状況の説明を十分に行い、集団下校等の措置をとります。

上記は、府中市立小中学校共通のルールです。